

カスタマーハラスメントへの対応

～迷惑客には毅然とした対応を～



日時 令和7年2月18日（火）午後2時～午後4時まで

◇会場 主婦会館（プラザエフ）8階会議室スイセン（最寄り駅 JR 四ツ谷駅）

◇講師 人財教育アシスト 代表 山田 泰造氏

◇定員 **50名**（参加費無料 先着順、定員になり次第締切といたします。）

東京都は、お客様と働く全ての人が対等な立場に立ち、お互いに尊重し合う公正で持続可能な社会を目指して、令和7年4月1日からカスタマーハラスメント防止条例が施行されます。

カスタマーハラスメントは社会全体で防止すべき重要な問題です。

お客様が従業員に対して不当な要求や迷惑行為を行うカスタマーハラスメントへの対応について実際の事例を含め、従業員が働きやすい職場づくりへの実現に向けたお話をさせていただきます。

皆様のご参加をお待ちしております。

講演内容

- ・理不尽な迷惑客が急増
- ・よくある事例と危ない事例
- ・深刻な精神被害と離職者の実態
- ・毅然とした対応に意識を切り替える
- ・知っておくべき刑法知識と安心材料
- ・最前線のスタッフを絶対を守る



山田泰造氏プロフィール

研修機関での指導教官歴24年。
全国の企業・経済団体・官公庁・大学などで
セミナー実施。
多くの事例を集めた、実践的研修、セミナー
が好評。

【著書】「カスタマー・ハラスメント対応術」
経法ビジネス新書



主催 公益財団法人 **東京都生活衛生営業指導センター**

電話 03-3445-8751 FAX 03-3445-8753 E-mail:tokyocenter@seiei.or.jp

※申込裏面「受講申込書」にご記入の上、ご所属の生活衛生同業組合または当指導センターあて FAX にてお申込み下さい。

※締切：令和7年2月10日（月）